

# 学校における医療的ケアの充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 特別支援教育の現状について
2. 学校における医療的ケアの現状について
3. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について
4. 令和5年度概算要求等

# 1. 特別支援教育の現状について

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

|                                                                                                                                                | 特別支援学校                                                                                                                                                                                  | 小・中学校等                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                         | 特別支援学級                                                                                                                                                                                        | 通級による指導                                                                                                                                                                                                                        |
| 概要                                                                                                                                             | 障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施                                                                                                                                                         | 障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施                                                                                                                                                                | 大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施                                                                                                                                                                                    |
| 対象障害種と人数                                                                                                                                       | 視覚障害 (約4,800人)<br>聴覚障害 (約7,700人)<br>知的障害 (約135,000人)<br>肢体不自由 (約30,500人)<br>病弱・身体虚弱 (約18,900人)<br><br>※重複障害の場合はダブルカウントしている<br><br><b>合計：約146,300人 (※令和3年度)</b><br><b>(平成23年度の約1.2倍)</b> | 知的障害 (約146,900人)<br>肢体不自由 (約4,700人)<br>病弱・身体虚弱 (約4,600人)<br>弱視 (約600人)<br>難聴 (約1,900人)<br>言語障害 (約1,400人)<br>自閉症・情緒障害 (約166,300人)<br><br><b>合計：約326,500人 (※令和3年度)</b><br><b>(平成23年度の約2.1倍)</b> | 言語障害 (約43,600人)<br>自閉症 (約32,300人)<br>情緒障害 (約21,800人)<br>弱視 (約200人)<br>難聴 (約2,000人)<br>学習障害 (約30,600人)<br>注意欠陥多動性障害 (約33,800人)<br>肢体不自由 (約200人)<br>病弱・身体虚弱 (約100人)<br><br><b>合計：約164,700人 (※令和2年度)</b><br><b>(平成22年度の約2.7倍)</b> |
| 幼児児童生徒数                                                                                                                                        | 幼稚部：約 1,300人<br>小学部：約47,800人<br>中学部：約31,800人<br>高等部：約65,400人<br><br><b>義務教育段階の<br/>全児童生徒の<br/>0.8% (※令和3年度)</b>                                                                         | 小学校：約232,100人<br>中学校：約 91,900人<br><br><b>義務教育段階の<br/>全児童生徒の<br/>3.4% (※令和3年度)</b>                                                                                                             | 小学校：約140,300人<br>中学校：約 23,100人<br>高等学校：1,300人<br>(※令和2年度)<br><br><b>義務教育段階の<br/>全児童生徒の<br/>1.7%</b>                                                                                                                            |
| 学級編制定数措置<br>(公立)                                                                                                                               | 【小・中】1学級6人<br>【高】 1学級8人<br>※重複障害の場合、1学級3人                                                                                                                                               | 1学級8人                                                                                                                                                                                         | 【小・中】13人に1人の教員を措置<br><b>※平成29年度から段階的に基礎定数化</b><br>【高】 加配措置                                                                                                                                                                     |
| 教育課程                                                                                                                                           | 各教科等に加え、「 <b>自立活動</b> 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。<br>※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。                                                                                   | 基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。                                                                                                                          | 通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。<br>【小・中】週1～8コマ以内<br>【高】年間7単位以内                                                                                                                                                             |
| それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と <b>個別の指導計画</b> （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。 |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                |

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学

学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

# 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

## 義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度) 1,054万人

(令和3年度)

961万人

0.9倍

## 特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人  
2.3%

56.9万人  
5.9%

2.0倍

## 特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人  
0.6%

8.0万人  
0.8%

1.2倍

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

知的障害 肢体不自由  
身体虚弱 弱視 難聴  
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人  
1.5%

32.6万人  
3.4%

2.1倍

### 通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害  
弱視 難聴 学習障害  
注意欠陥多動性障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人  
0.6%

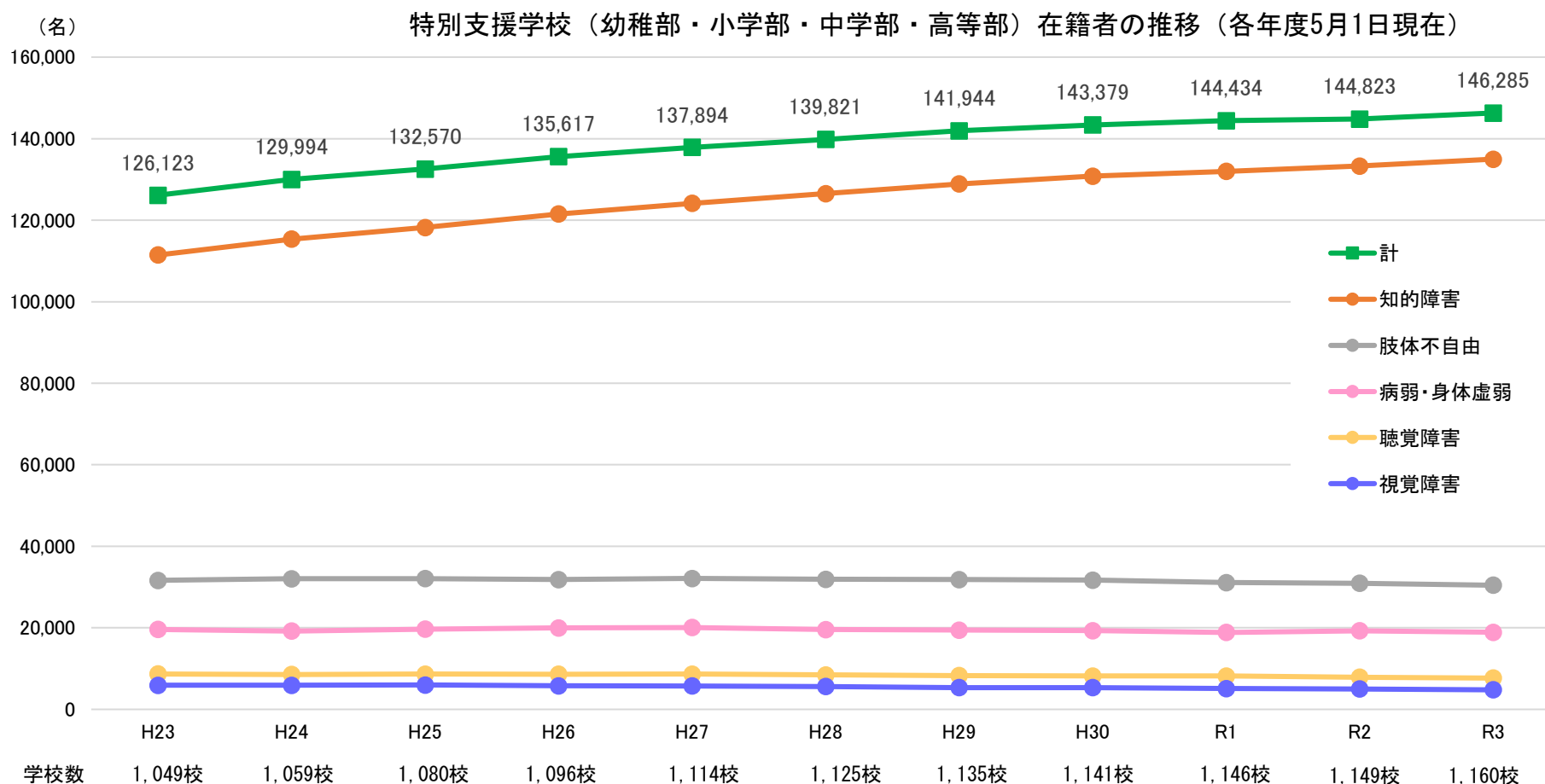
16.3万人  
1.7%

2.5倍

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和2年度の値。

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



## 【令和3年度の状況】

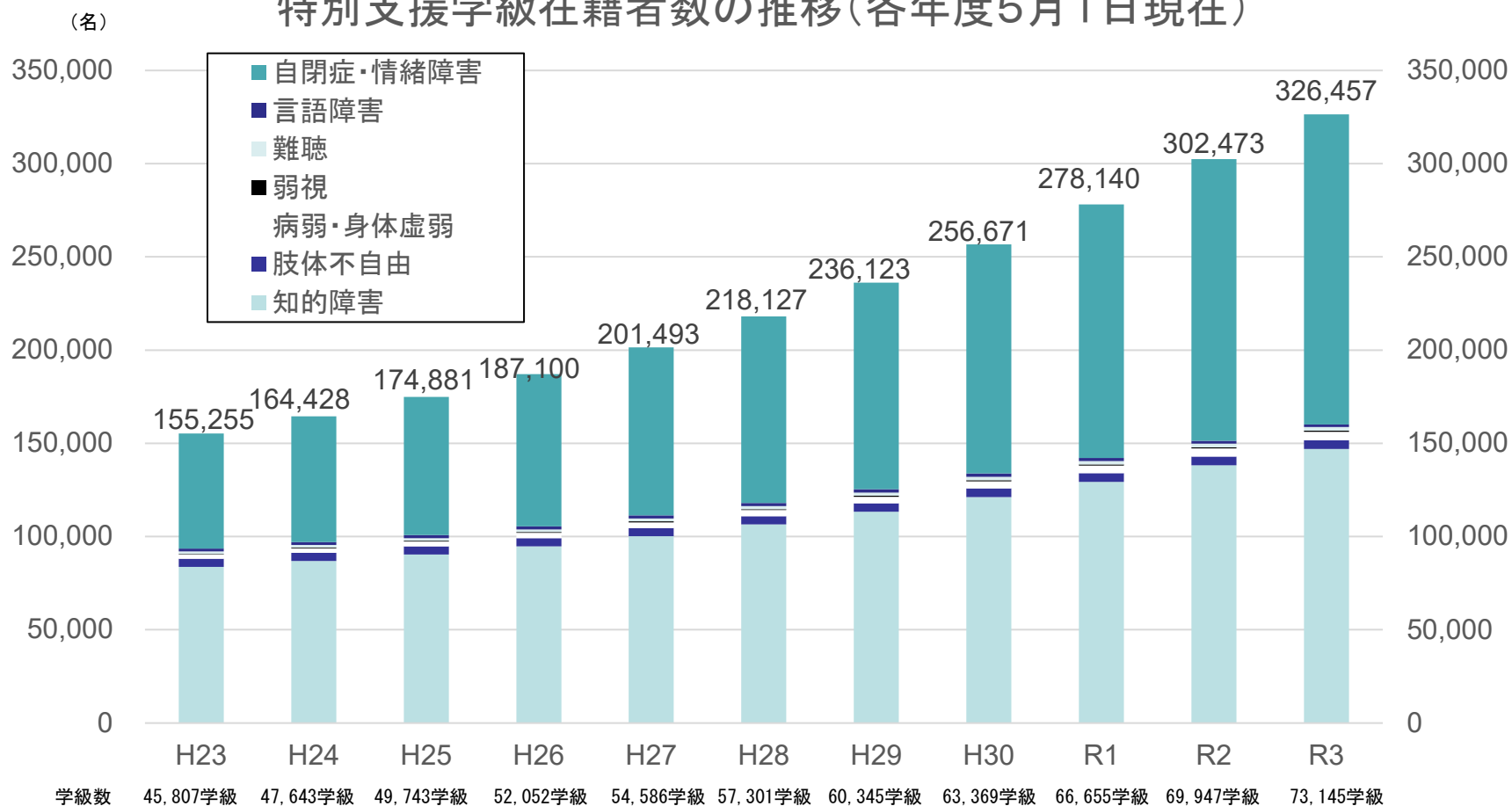
|       | 視覚障害  | 聴覚障害  | 知的障害    | 肢体不自由  | 病弱・身体虚弱 | 計       |
|-------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|
| 学 校 数 | 84    | 119   | 801     | 354    | 154     | 1,512   |
| 在籍者数  | 4,775 | 7,651 | 134,962 | 30,456 | 18,896  | 196,281 |
| 学級数   | 2,054 | 2,759 | 32,095  | 12,114 | 7,518   | 56,540  |

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

# 特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)



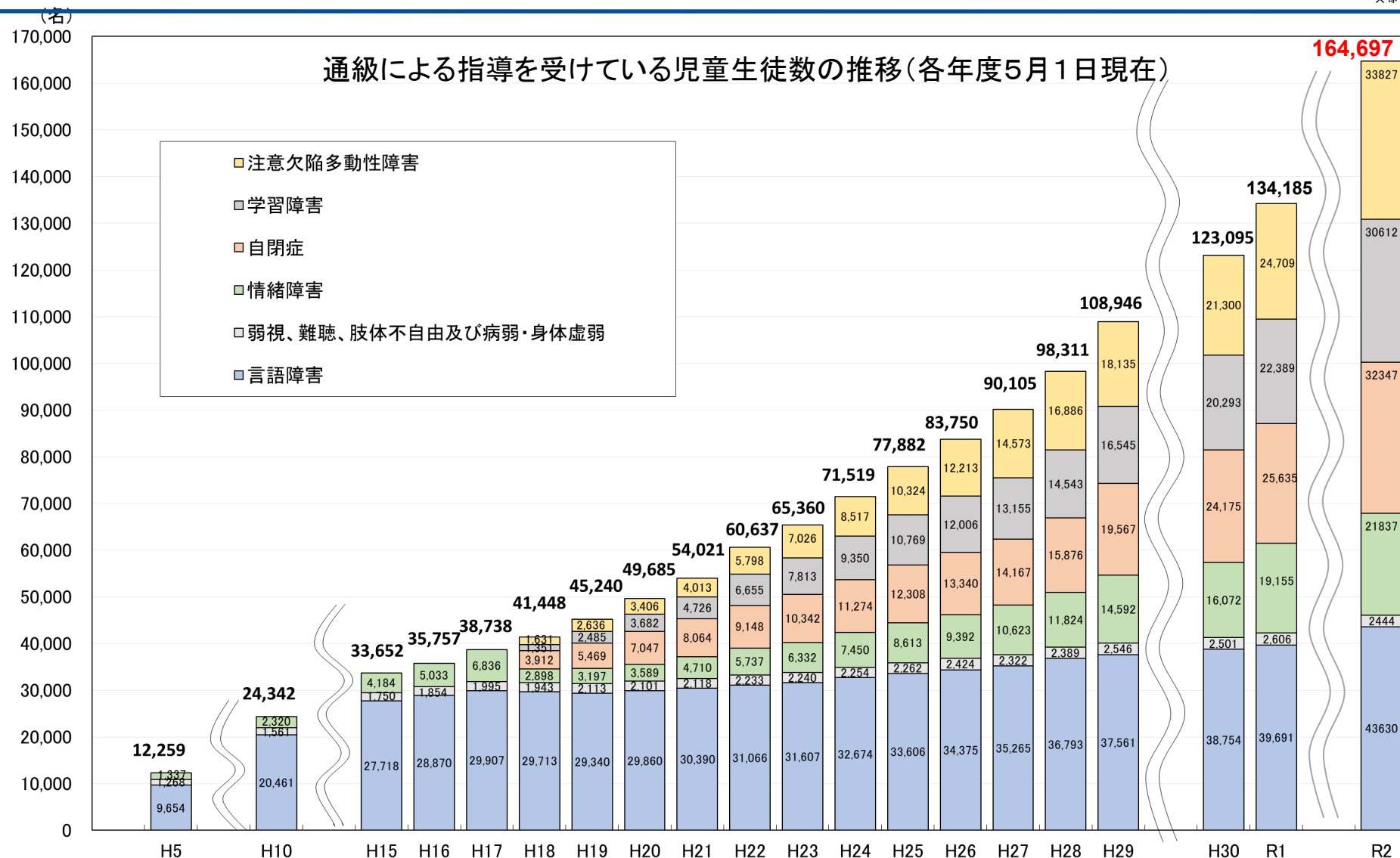
【令和3年度の状況】

|      | 知的障害    | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 | 弱視  | 難聴    | 言語障害  | 自閉症・情緒障害 | 計       |
|------|---------|-------|---------|-----|-------|-------|----------|---------|
| 学級数  | 31,227  | 3,191 | 2,883   | 544 | 1,341 | 692   | 33,267   | 73,145  |
| 在籍者数 | 146,946 | 4,653 | 4,618   | 631 | 1,931 | 1,355 | 166,323  | 326,457 |

(出典)学校基本調査



# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

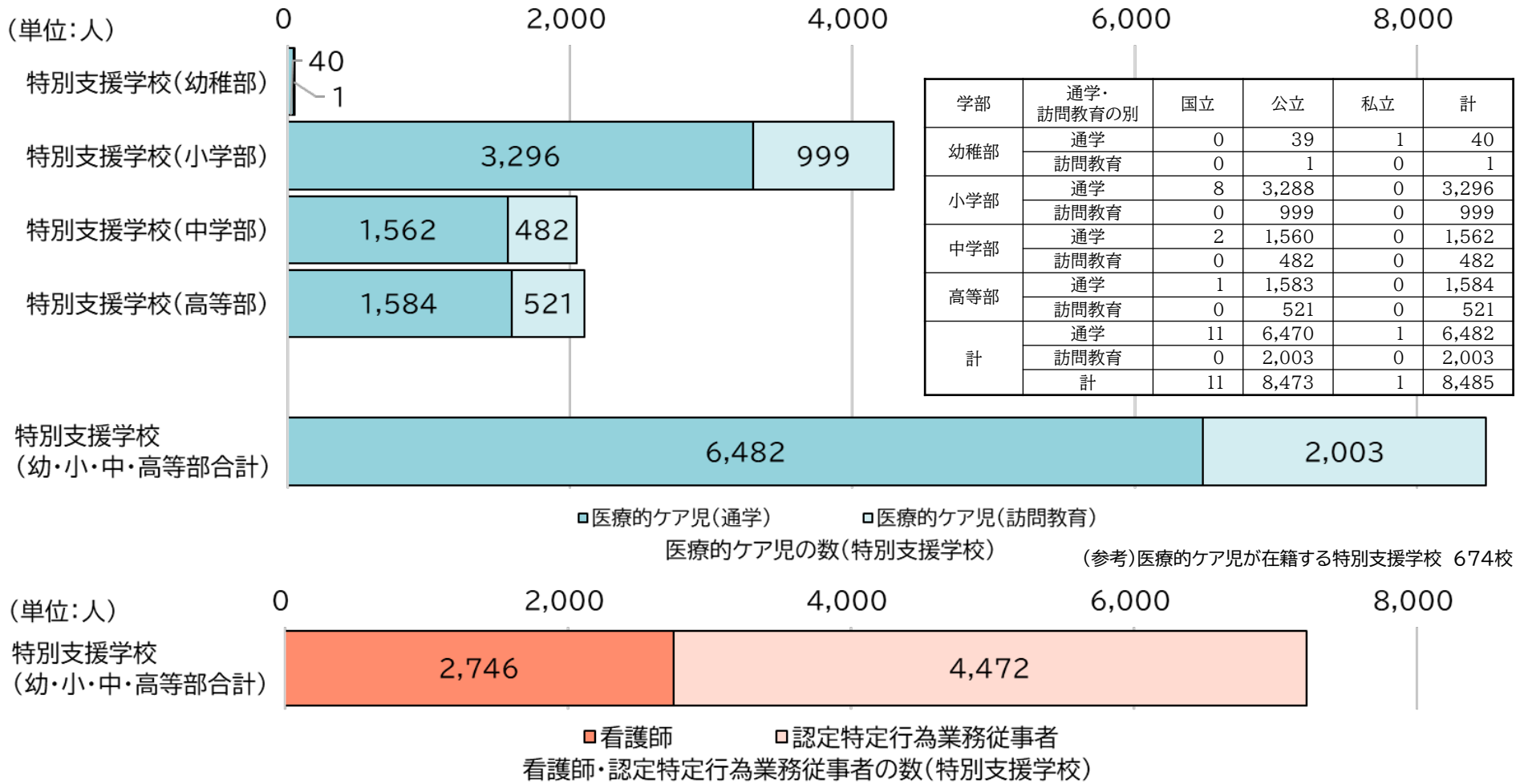


## 2. 学校における医療的ケアの現状について

特別支援学校における医療的ケアの現状  
(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))



- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数 **8,485**人 (R1 8,392人)
- 特別支援学校における看護師・認定特定行為業務従事者の数 **7,218**人 (R1 7,075人)



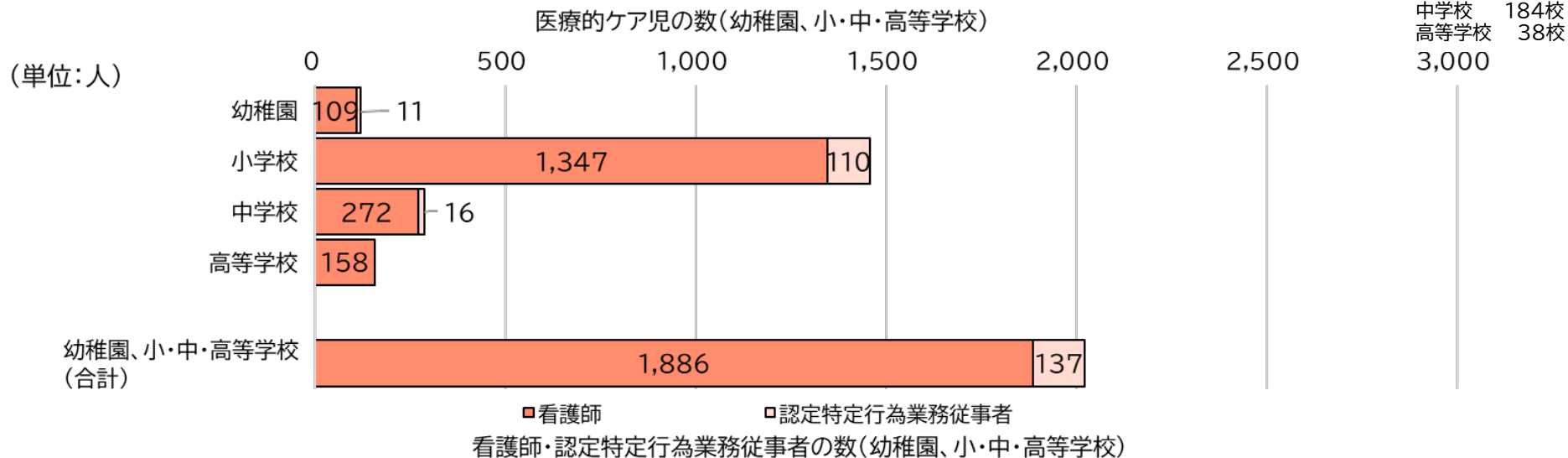
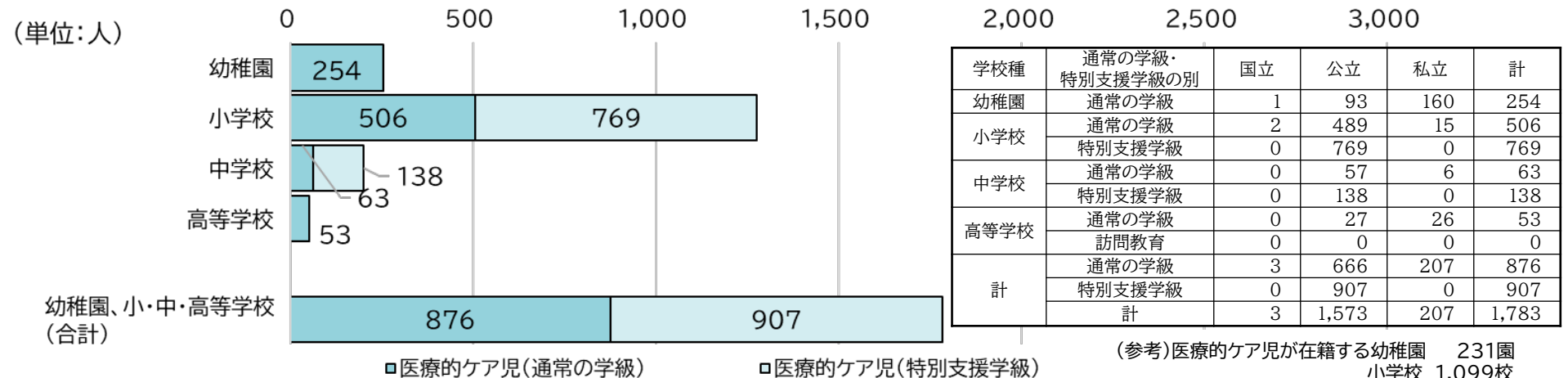
※ 令和元年度の数値は、令和元年11月1日時点の数値。  
※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。  
※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

# 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状

(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))



- 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 **1,783**人 (R1 1,453人)
- 幼稚園、小・中・高等学校において看護師・認定特定行為業務従事者の数 **2,023**人 (R1 1,283人)



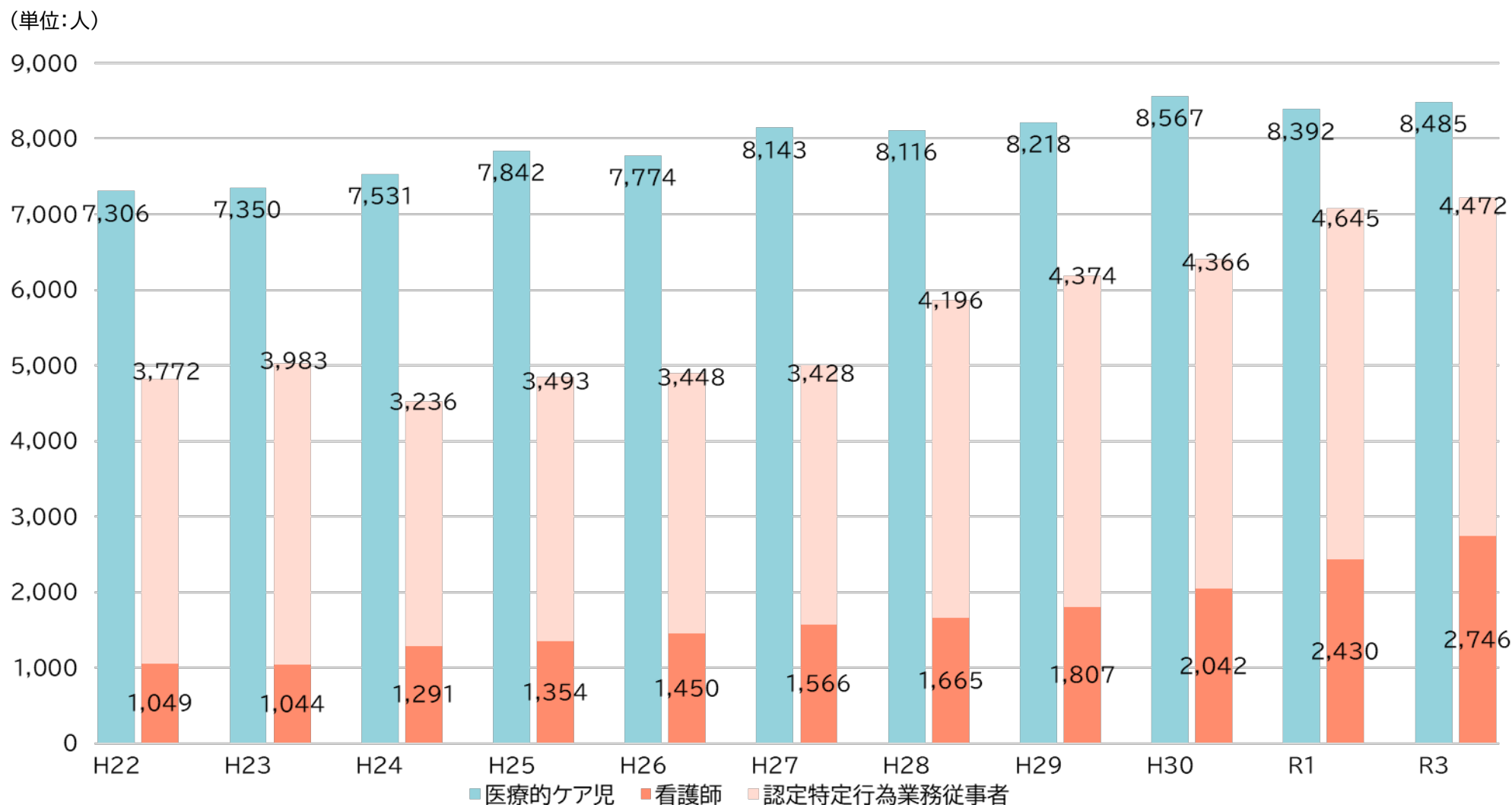
※ 小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)及び中等教育学校(前期課程)、高等学校には中等教育学校(後期課程)を含む。

※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。

※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

# 特別支援学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(特別支援学校)

※ 調査対象

～H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ : 国公立の特別支援学校

※ 認定特定行為業務従事者の数

H22、23 : 医療的ケアに関わっている教員数。

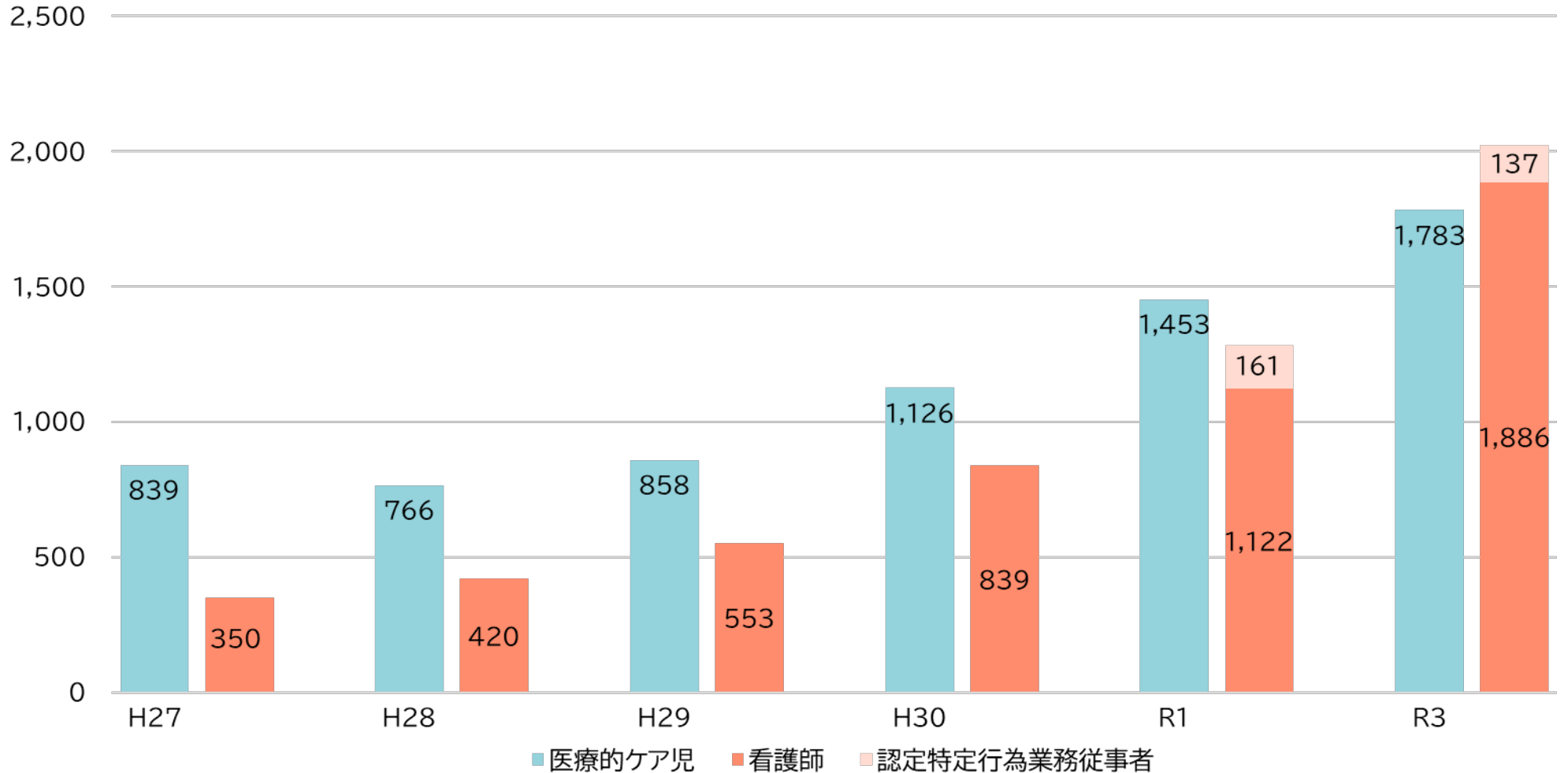
H24～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数。

(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

# 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

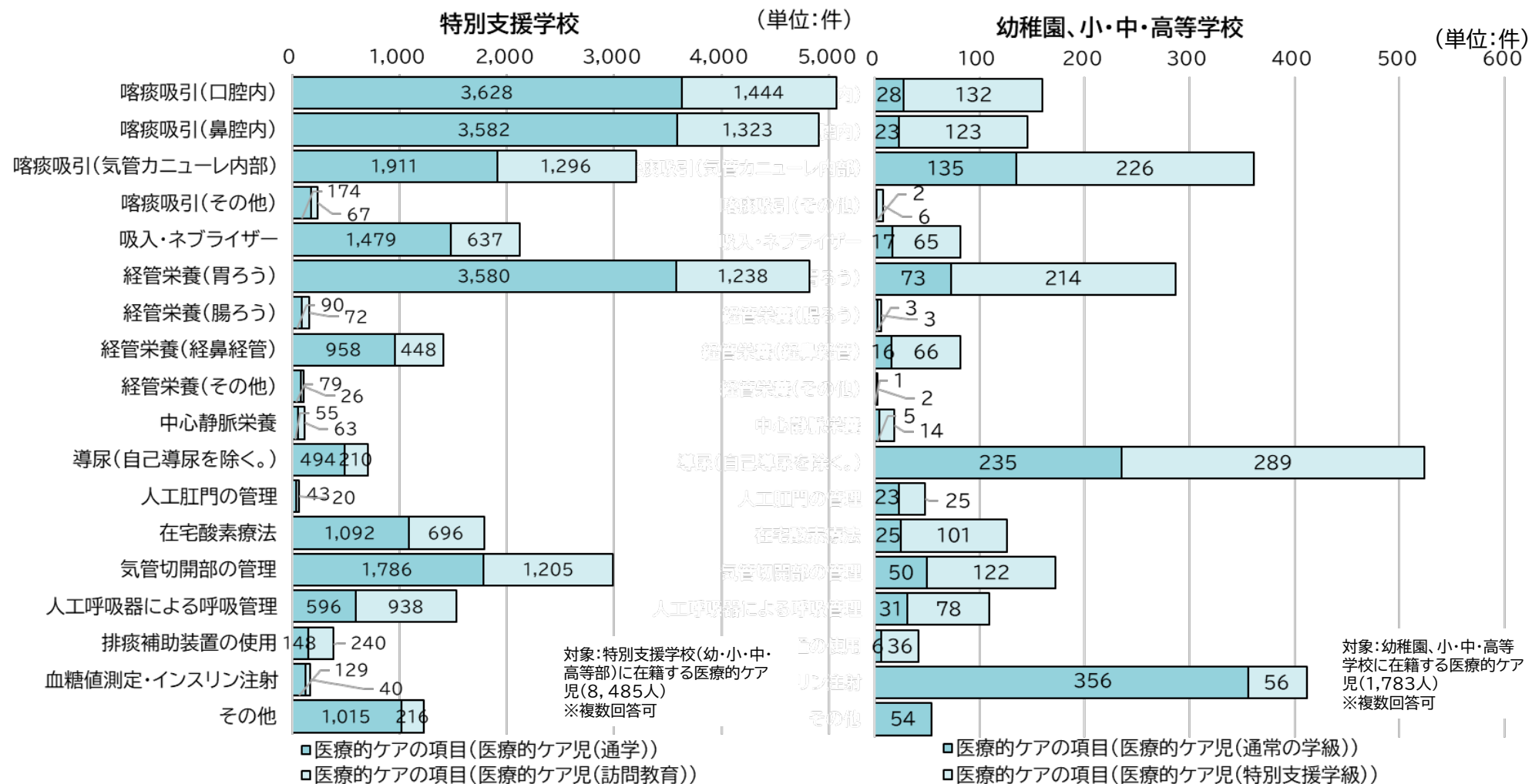
※ 認定特定行為業務従事者の数は、R1より調査

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

# 学校で実施されている医療的ケアの項目

(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))

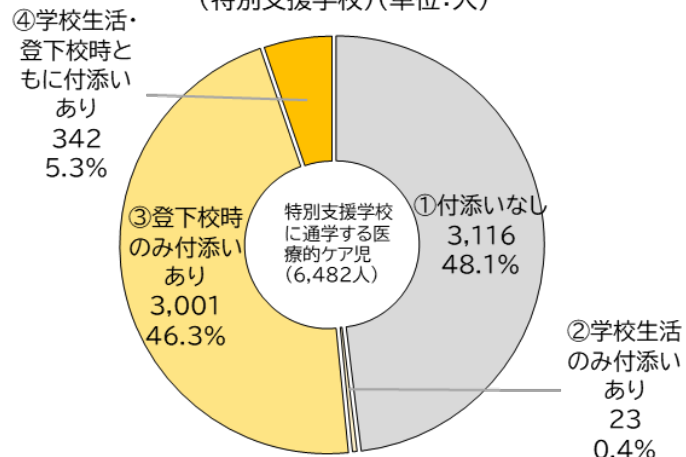
- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,018件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,072件、喀痰吸引(鼻腔内)4,905件、経管栄養(胃ろう)4,818件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,207件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ2,641件であり、行為別にみると、導尿524件、血糖値測定・インスリン注射412件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)361件、経管栄養(胃ろう)287件の順に多い。



# 特別支援学校における保護者等の付添いの状況 (令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,482人)のうち、  
保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,366 (51.9%)**  
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **3,116人 (48.1%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(特別支援学校)(単位:人)

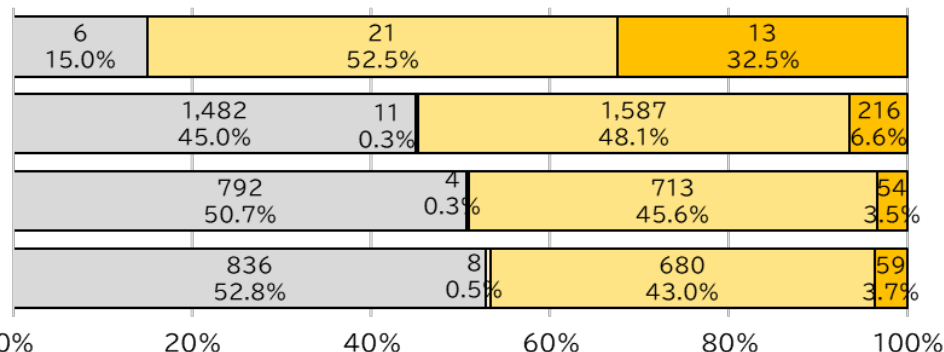


特別支援学校(幼稚園)

特別支援学校(小学部)

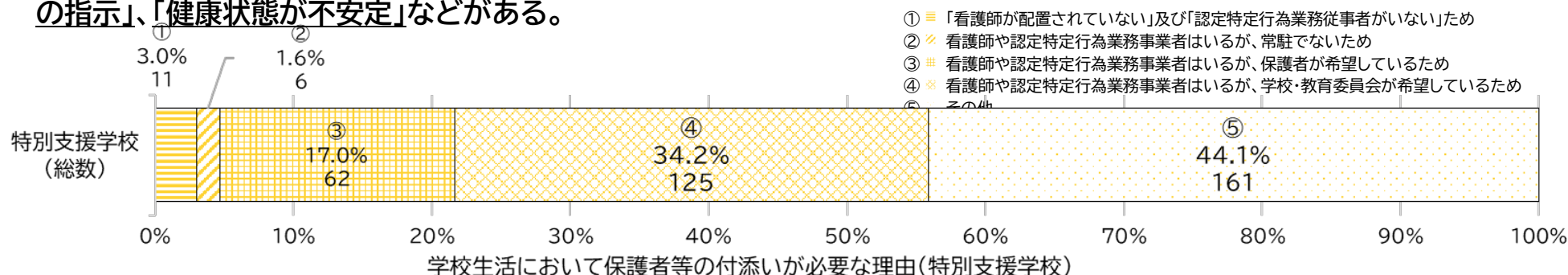
特別支援学校(中学部)

特別支援学校(高等部)



保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(365人)の付添いが必要な理由として、「看護師や認定特定行為業務従事者はいるが学校・教育委員会が希望しているため」**125件(34.2%)**が最も多く、その他の理由としては、「主治医からの指示」、「健康状態が不安定」などがある。



※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。

※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添い場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

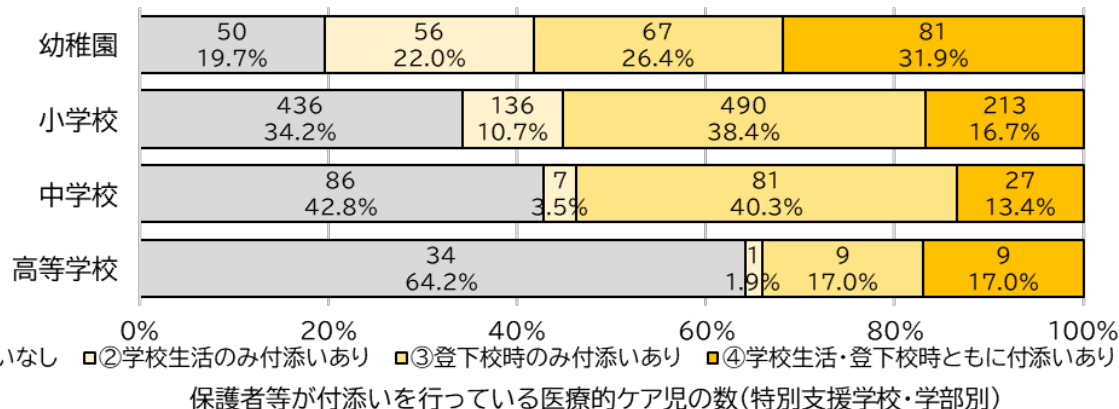
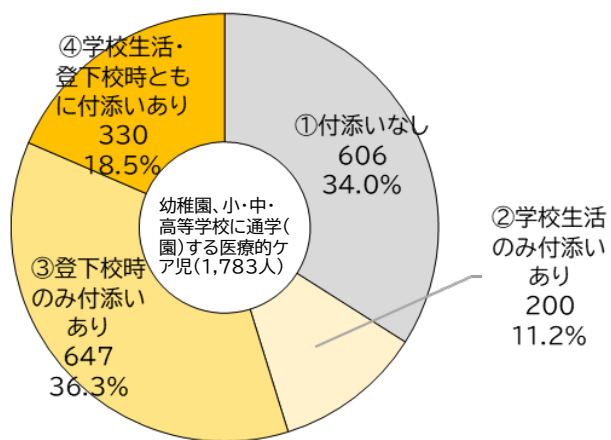


# 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

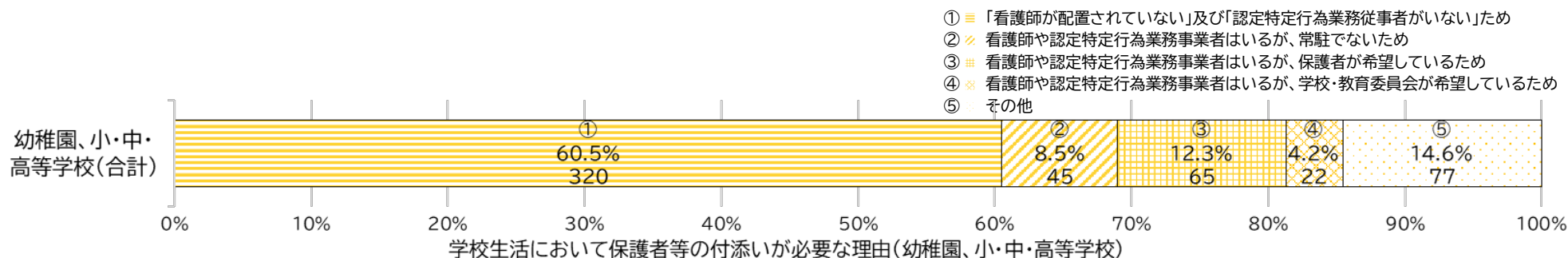
(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))

- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(1,783人)のうち、  
保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **1,177人 (66.0%)**  
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **606人 (34.0%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(530人)の付添いが必要な理由として、「看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため」**320件(60.5%)**が最も多く、その他の理由としては、「看護師が対応できない時間等があるため」、「保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。

※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

# 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等 (令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))

- ガイドライン等を**策定している**教育委員会 **250**/1,815 (**13.8%**)

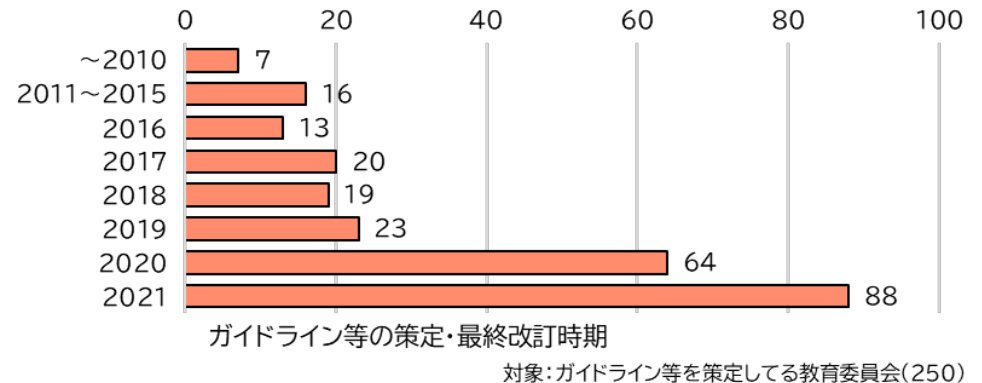
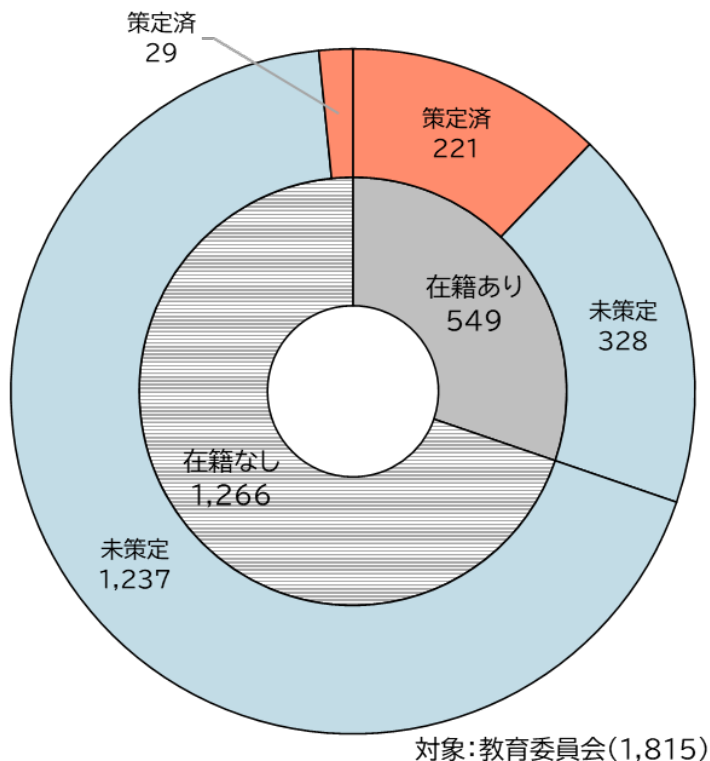
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 **221**/549 (**40.3%**)

- ガイドライン等を**策定していない**教育委員会 **1,565**/1,815 (**86.2%**)

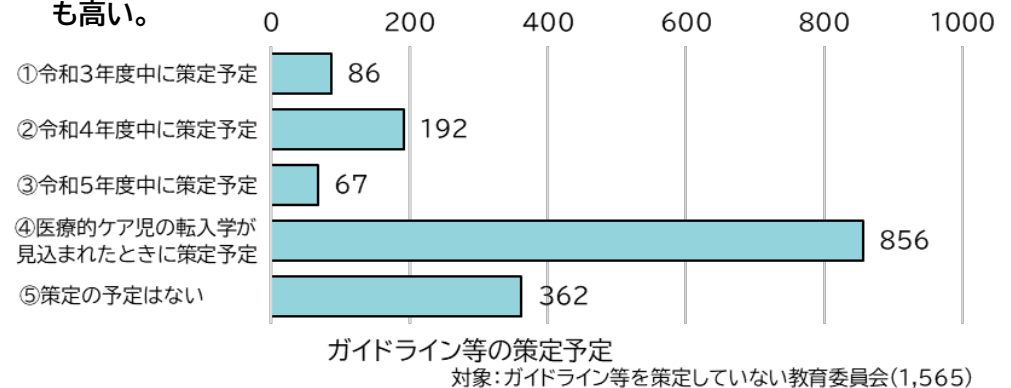
ガイドライン等を策定していない理由としては、各学校が個別にマニュアルを策定し対応している、県のマニュアルを参考にして対応している、医療的ケア児が在籍していない などがある。

- ガイドライン等の策定(最終改訂)時期は2021年、2020年の順が多い。

医療的ケア児の在籍状況とガイドライン等の策定状況



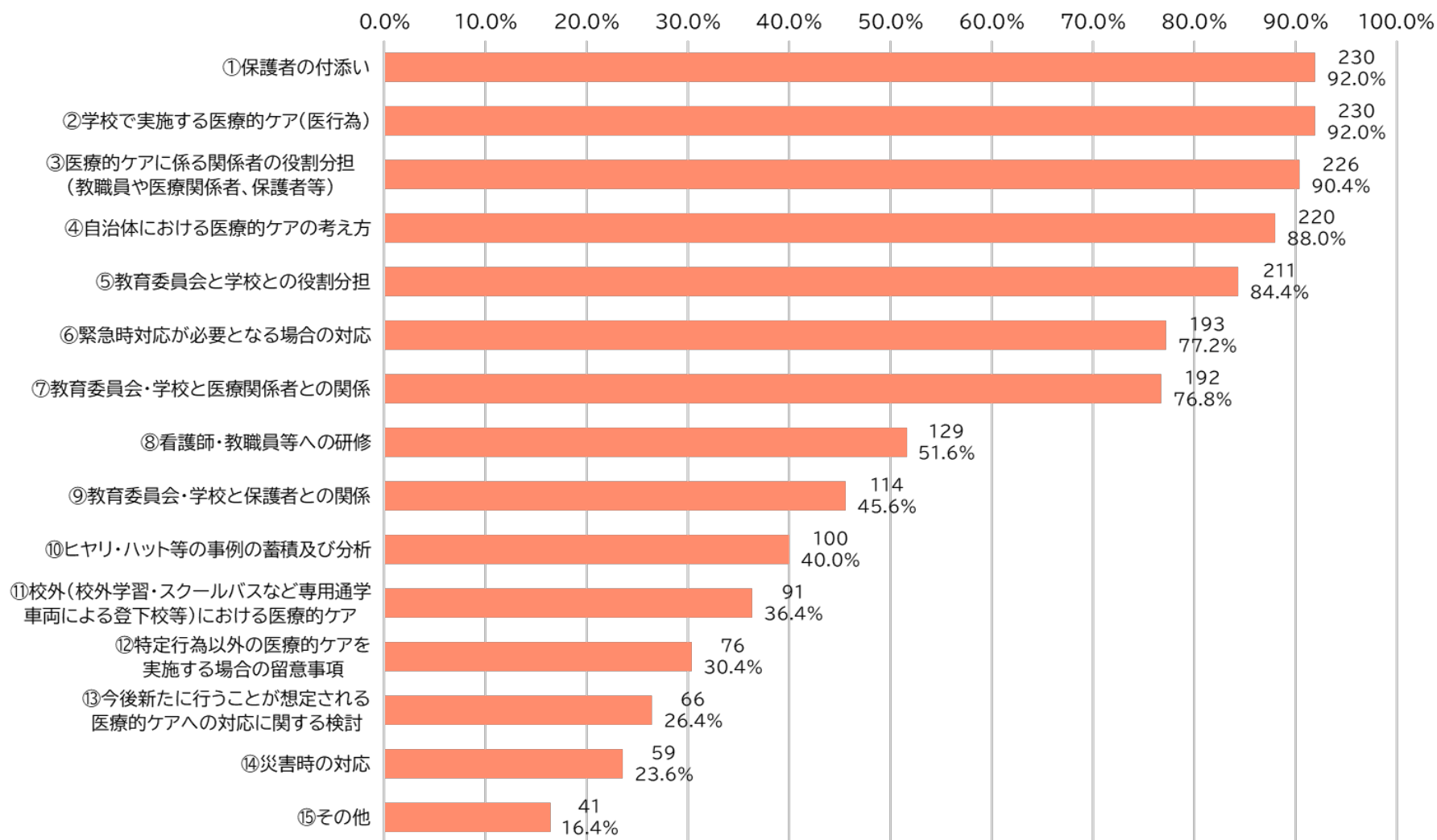
- ガイドライン等の策定の予定は、医療的ケア児の転入学が見込まれたときに策定が最も高い。



# (参考)ガイドライン等に記載されている内容について

(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「保護者の付添い」(92.0%)、「学校で実施する医療的ケア(医行為)」(92.0%)、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」(90.4%)の順で割合が高い。



ガイドライン等に記載されている内容(項目別・複数回答可)

■記載している教育委員会

### 3. 医療的ケア児及びその家族に対する支援 に関する法律について

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支援 措 置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討



# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）の概要

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和3年9月17日付け初等中等教育局長通知））

地方公共団体及び学校の設置者等が、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）の趣旨を踏まえた取組を推進できるよう、学校に関する留意事項について取りまとめ公表。概要は以下のとおり。

## （１）定義（第2条関係）

- 「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではない。（第1項関係）
- 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれる。（第2項関係）

## （２）基本理念（第3条関係）

- 医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。（第2項及び第4項関係）
- 医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではない。（第2項及び第4項関係）
- 医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにすることが必要。（第4項及び第5項関係）
- 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにすることが必要。（第4項及び第5項関係）

## （３）地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）

- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を実施する責務を有する。（第5条関係）
- 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要。（第7条関係）
- 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげる。（第7条関係）

## （４）教育を行う体制の拡充等（第10条関係）

- 地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずる。（第10条第1項関係）
  - ・ 「学校における医療的ケアの今後の対応について」や「小学校等における医療的ケア実施支援資料」等を参考にして、域内の学校における対応の在り方などを示したガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備する。
  - ・ 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校がガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な実施方法、緊急時対応等を記載した実施要領を策定したり、組織的に実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること等を通して、組織的な体制の整備をすることができるよう、教育委員会が域内の学校を支援する。
  - ・ 地方公共団体及び学校の設置者は、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、支援の推進を図る。
- 学校の設置者は、学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずる。（第10条第2項関係）
  - ・ 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明する。
  - ・ 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられる。
  - ・ 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能。
- 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずる。（同条第3項関係）
  - ・ 学校において医療的ケアを実施する場合には、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築する。
  - ・ 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意見を踏まえて、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられる。

# 学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

|                                                                                |     |                                                                            |                           |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ①学校における働き方改革の推進<br>②GIGAスクール構想の着実な実施<br>③④医療的ケアをはじめとする<br>特別な支援を必要とする児童生徒等への対応 | のため | ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）<br>②情報通信技術支援員（ICT支援員）<br>③医療的ケア看護職員<br>④特別支援教育支援員 | を学校教育法施行規則に<br>位置付け、配置を促進 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------|

## ①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 9,600人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

## ②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 8,000人の配置経費を措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

## ③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 2,400人の配置経費を措置。医療的ケア児が学校で安心して学べる環境整備のために必要不可欠なスタッフとなっている。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

## ④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 66,000人の配置経費が措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

### その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

#### 第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

学校教育法施行規則の一部  
を改正する省令第37号  
（令和3年8月23日公布・施行）



# 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

## 背景

- **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」  
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立  
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

## 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

### 第1編 医療的ケアの概要と実施者

#### 医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

### 第2編 学校における受け入れ体制の構築

#### 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

### 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

#### 医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう 医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



# 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 全国の教育委員会や学校等が、学校における医療的ケアの体制整備に取り組む際に参考となるよう、**地域の社会資源や医療的ケア児の状態等を踏まえながら、様々な工夫を行い、学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。**

(掲載自治体数) 18自治体(8都道府県・10市区町村)  
(掲載学校種) 幼稚園、小・中・高校、特別支援学校



文部科学省HP

人口規模別

## 掲載事例一覧

看護師の雇用形態  
(直接・委託)

学校種別(幼・小・中・高・特支)

都道府県・市区町村

医療的ケア実施体制構築の取組における特色

| 学校種別            | 総人口     | 幼児児童<br>生徒数 | 自治体名         | 担当課名                                | 看護師の確保・配置 |     |    |           |                  | 医療的<br>ケア児数 | 学校数 | 学校における医療的ケアの実施体制の構築に向けた<br>取組のポイント                                                                                                                           | ページ数 |
|-----------------|---------|-------------|--------------|-------------------------------------|-----------|-----|----|-----------|------------------|-------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                 |         |             |              |                                     | 雇用形態      |     | 委託 | 常時の<br>配置 | 特定の<br>時間に<br>巡回 |             |     |                                                                                                                                                              |      |
|                 |         |             |              |                                     | 直接雇用      | 非常勤 |    |           |                  |             |     |                                                                                                                                                              |      |
| 幼稚園             | 69,994  | 1,112       | 北海道<br>恵庭市   | 子ども未来<br>部子ども家<br>庭課                | —         | —   | ○  | —         | ○                | 1           | 1   | ●訪問看護ステーションへの委託による就学前から就<br>学後までの切れ目ない医療的ケアの実施                                                                                                               | 12   |
| 幼稚園             | 477,448 | 24,094      | 大分県<br>大分市   | 保育・幼児教<br>育課                        | —         | —   | ○  | —         | ○                | 2           | 1   | ●訪問看護ステーションの調査<br>●関係者間の連携・相談体制の構築                                                                                                                           | 15   |
| 幼稚園・小学校・<br>中学校 | 258,821 | 13,354      | 東京都<br>A区    | 教育委員会<br>事務局                        | —         | —   | ○  | ○         | —                | 11          | 8   | ●医療的ケア児にあわせて柔軟に看護師確保を確保し、め<br>調整役となるチーフ看護師を含めて外部委託を活用<br>●医療的ケア指導医による相談体制の構築                                                                                 | 18   |
| 小学校             | 18,379  | 1,277       | 宮城県<br>七ヶ浜町  | 教育総務課                               | —         | —   | ○  | —         | ○                | 1           | 1   | ●小規模自治体のコンパクトな体制<br>●七ヶ浜町役場勤務の保健師との連携による体制構築                                                                                                                 | 21   |
| 小学校             | 116,507 | 8,438       | 福島県<br>会津若松市 | 教育委員会                               | —         | ○   | —  | ○         | —                | 1           | 1   | ●学習・生活面の支援担当者を配置<br>●医療的ケア指導医による相談体制の構築<br>●放課後児童クラブ利用にも対応できる看護師配置                                                                                           | 24   |
| 小学校             | 310,610 | 23,238      | 三重県<br>四日市市  | 教育委員会<br>教育支援課                      | —         | ○   | —  | ○         | —                | 10          | 8   | ●医療的ケア指導看護師による学校の看護師のサポー<br>ト体制の構築<br>●看護師の専門性向上のための研修の充実<br>●医療的ケア指導医による相談体制の構築                                                                             | 27   |
| 小学校・中学校         | 497,769 | 33,483      | 千葉県<br>松戸市   | 教育支援委<br>員会 教育研<br>究所               | —         | ○   | —  | ○         | —                | 8           | 6   | ●医療的ケア指導医による相談体制の構築                                                                                                                                          | 30   |
| 小学校・中学校         | 920,471 | 50,429      | 東京都<br>世田谷区  | 教育委員会<br>事務局 教育<br>政策部 教育<br>相談・支援課 | —         | ○   | ○  | ○         | ○                | 非公表         | 非公表 | ●直接雇用と委託を組み合わせ柔軟に看護師を配置<br>●医療的ケア児の主治医を医療的ケア指導医として依頼<br>●養護教諭を調整役として位置付け                                                                                     | 33   |
| 小学校・中学校         | 372,080 | 27,198      | 長野県<br>長野市   | 教育委員会<br>学校教育課                      | —         | ○   | —  | ○         | —                | 26          | 21  | ●医療的ケア看護職員と教職員等との調整を担うコー<br>ディネーター（教職員）を指名<br>●医療的ケア看護職員は学習面のサポートも含めて医<br>療的ケア児を支援<br>●医療的ケア児の自立の姿を教職員・医療的ケア看護<br>職員で共通理解<br>●医療的ケア看護職員のスキルアップに配慮した配置<br>の検討 | 36   |
| 小学校・中学校         | 401,165 | 31,862      | 大阪府<br>豊中市   | 教育委員会<br>事務局児童<br>生徒課               | —         | ○   | —  | —         | ○                | 12          | 9   | ●教育委員会に調整役となる看護師を配置<br>●病院と連携した体制の構築                                                                                                                         | 39   |

## 七ヶ浜町教育委員会

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 児童生徒人口／総人口     | 1,277 人(2022年1月1日時点)／18,379 人 |
| 医療的ケア児数        | 1 人／1 校                       |
| 医療的ケアを実施する看護師数 | 1 人／1 校                       |

## 取組のポイント

- ▶ 小規模自治体のコンパクトな体制
- ▶ 七ヶ浜町役場勤務の保健師との連携による体制構築

- 小規模自治体であるため協議会等は設置せず、教育委員会担当部署が校内の医療的ケア安全委員会に参加し関係者で情報共有
- 町の健診等を担当し医療的ケア児の様子を把握している七ヶ浜町役場勤務の保健師との連携により医療的ケア児の情報を把握し体制構築

## 看護師の雇用形態

委託(訪問看護ステーション)

## 看護師の配置方法

訪問看護ステーションから看護師を派遣

## 実施体制の概況

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 体制整備  | ● 小学校1校に、1人の医療的ケア児が在籍                 |
| 看護師配置 | ● 訪問看護ステーションへ委託し、1人の看護師を決まった時間帯に学校に派遣 |

## 体制を構築するまでの流れ

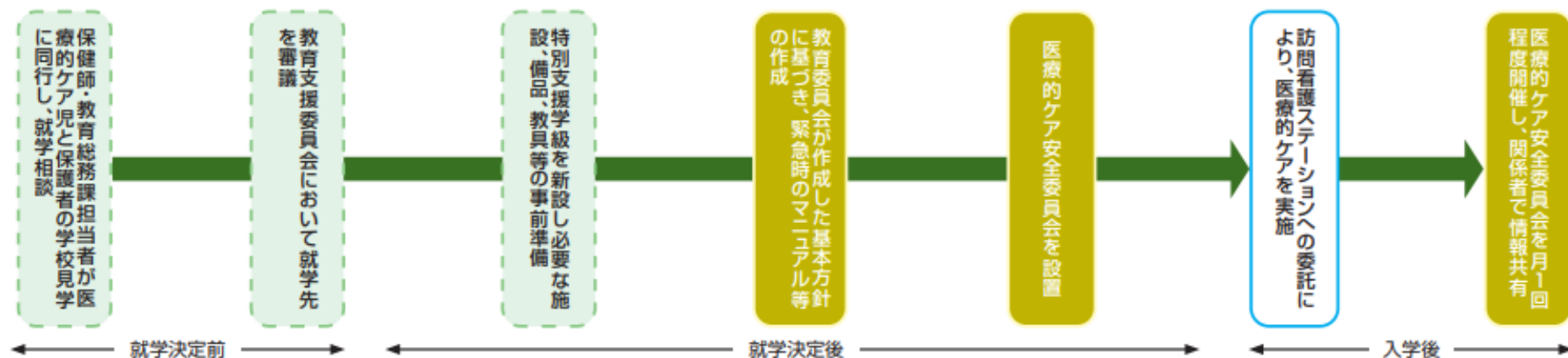
- 1 教育委員会内で体制の検討
- 2 医療的ケアに関する基本方針等の策定
- 3 訪問看護ステーションの選定
- 4 実施校に医療的ケア安全委員会を設置

## トピック 訪問看護ステーションの選定

- 町内には訪問看護ステーションがないため、近隣市町村の訪問看護ステーションに医療的ケアへの対応が可能か照会
- 対応可能な訪問看護ステーションの中から、人員体制等、最も条件の整っていたところを委託先として選定

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ

凡例  :教育委員会  :学校  :委託先



### トピック

### 七ヶ浜町役場勤務の保健師との連携

- 町の健診等を担当し医療的ケア児の様子を把握している七ヶ浜町役場勤務の保健師と教育総務課担当者が医療的ケア児と保護者の学校見学に同行し、就学相談を実施
- 学校における医療的ケアの実施体制を構築するにあたって、医療的ケア児の健康面でのアセスメントという観点から、保健師と連携

## 成果・今後の展望

### 成果

- ▶医療的ケア運営協議会のようなものは設置せず、実施校内の医療的ケア安全委員会に教育委員会も参加し医療的ケアの実施体制を構築した。

### 今後の展望

- ▶現在は、校外活動の場合には保護者が同行しているため、今後、訪問看護ステーションとも調整の上、よりよい体制を検討したいと考えている。
- ▶今後、医療的ケア児が自律的・自立的に医療的ケアの自己管理ができるよう、医療機関と連携して支援していく必要がある。



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると  
文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

### 学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

### 小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

## 医療的ケア看護職員等への研修

### 学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

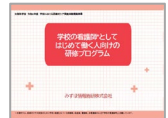
- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

### 教育委員会等による 研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

### 指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

### 学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表  
文部科学省HP



### 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP



## 4. 令和 5 年度概算要求等



## 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

### 医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

令和5年度要求・要望額 4,077百万円(前年度予算額2,611百万円)

|        |                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者  | 学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者                                                                                                                                                                  |
| 配置の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配置人数：<b>3,740人分</b> (←3,000人分)</li> <li>✓ 1日6時間、週5回を想定</li> <li>上記のほか登下校時の対応分も計上</li> <li>※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</li> </ul> |

#### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人  
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

#### アウトプット(活動目標)

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

#### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合)(令和3年度：40.3%)

#### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

|                 |                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 連携体制を整備         | 教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備                               |
| 個別的教育支援計画等の活用   | 就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり                    |
| 連携支援コーディネーターの配置 | 教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援) |
| 普及啓発            | 市民や他の自治体への普及啓発                                           |

### 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** (348人分)

# 学校における医療的ケア実施体制充実事業

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

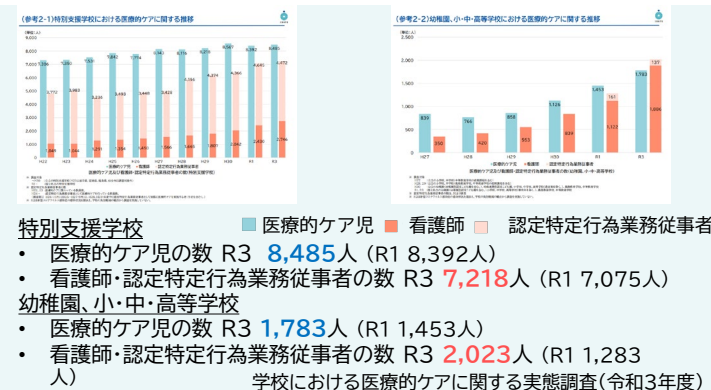
44百万円  
36百万円)



## 背景・課題

●特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあるとともに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

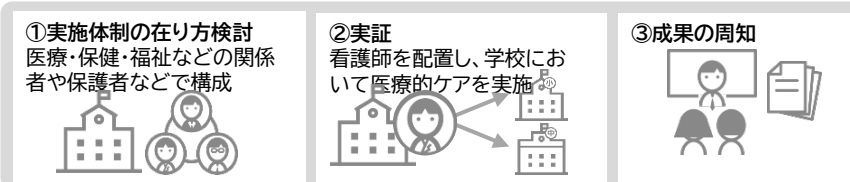
●各学校において安心・安全に医療的ケアが実施できるよう、I 地域の小・中学校における体制の在り方に関する調査研究を実施するとともに、II 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等を整理し、取組を推進する。



## 事業内容

### I. 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

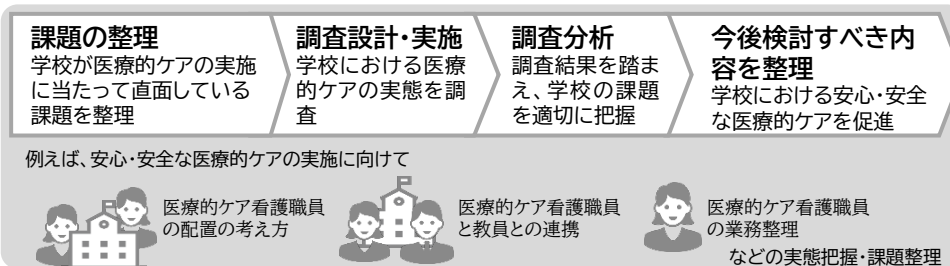
- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価:10箇所×約2百万円(予定)



【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月)  
(4)関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実:医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。

### II. 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、各自治体で医療的ケア看護職員の配置が進められており、学校で安心・安全に医療的ケアを実施できる体制の整備の必要性が高まっている。
- 医療的ケアの実態に関する調査の実施を通じて、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組を促進。
- 件数・単価:1箇所×約22百万円(予定)



#### アウトプット(活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援体制の実践事例の創出、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等の整理

#### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合)(令和3年度:40.3%)

#### インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

## 【背景】

- 近年、医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後に、引き続き、人工呼吸器を使用したり、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする子供が増加傾向にある。
- 少なくとも**74%**（※）の都道府県教育委員会が、特別支援学校における医療的ケアの実施体制を構築するため、医療的ケアに知見のある医師に特別支援学校において医療的ケアを実施する際の指導・助言などの業務を委嘱。

※文部科学省調べ（令和3年度）

都道府県・市区町村教育委員会が、特別支援学校において医療的ケアを実施する際に指導・助言などの業務を知見のある医師に委嘱する経費について、

**令和3年度より、普通交付税措置**

## 体制イメージ（例）

